

「(仮称) 京ヶ森風力発電事業 環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、HSE株式会社が、宮城県石巻市及び牡鹿郡女川町において、最大で出力63,900kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、事業者が独自に専門家や地域の関係団体等で構成された「猛禽類協議会」を設置した上で、希少猛禽類の調査手法や環境保全措置等について専門家等の指導や助言を求めている。

一方で、対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、本事業の実施により、建設機械の稼働に伴う騒音が最大で12dB、施設の稼働に伴う騒音が最大で7dB増加する予測結果となっているほか、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、複数の住居において、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過している。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、ミサゴ、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類の複数のペアの生息・営巣に加え、希少猛禽類の飛翔や猛禽類及びカモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、対象事業実施区域及びその周辺には、複数の河川源流部、沢筋、水道用水取水地点等が存在している。

さらに、対象事業実施区域の一部は、宮城県の県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号）に基づき指定された硯上山万石浦県立自然公園の第3種特別地域及び普通地域と重複しており、同公園内には「硯上山」、「石投山山頂」等の主要な眺望点が存在しているほか、対象事業実施区域及びその周辺には「みちのく潮風トレイル」を始めとする複数のハイキングロード・トレイルが存在しており、対象事業実施区域内に存在する「石巻緑のハイキングロード」については、同ハイキングロードのハイキングコースに沿って風力発電設備が設置される計画となっている。

くわえて、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているイヌワシの生息環境の保全活動が実施されており、対象事業実施区域の周辺においても、環境省による「イヌワシ保護増殖事業計画」（令和7年4月文部科学省、農林水産省、環境省）に基づく事業が実施されていること等から、当該事業への配慮が必要な地域である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。さらに、イヌワシの保護増殖活動への配慮が必要な地域であることを踏まえ、関係団体、関係行政機関等に対し丁寧かつ十分な説明を行い、必要に応じて連携すること。くわえて、「猛禽類協議会」における検討内容について、可能な範囲で評価書に記載すること。

(2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施により、建設機械の稼働に伴う騒音が最大で 12dB、施設の稼働に伴う騒音が最大で 7dB 増加する予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準値等は超過しないものの、複数地点において現況値から大きく増加するとされている。

このため、工事の実施、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる可能性がある複数の住居に対して、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、事後調査を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の河川源流部、沢筋等のほか、水道用水取水地点が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を取るとともに、土地の改変位置の検討に加え、改変量等を可能な限り抑制するよう見直した上で、沈砂池の設置や流末処理等の適切な環境保全措置を講ずることにより土砂や濁水の流出を抑制し、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺では、ミサゴ、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類の複数のペアの生息・営巣に加え、希少猛禽類の飛翔や猛禽類、カモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。これら鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 風力発電設備の近傍に位置する営巣地については、専門家等からの助言を踏まえ、人工巣の設置を含めた環境保全措置を適切に検討すること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害、誘引等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(5) 人と自然との触れ合い活動の場について

対象事業実施区域及びその周辺には、「石巻緑のハイキングロード」、「みちのく潮風トレイル」等の複数のハイキングロード・トレイルが存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。また、「石巻緑のハイキングロード」等については、工事の実施期間において、工事用資材等の搬出入に係る車両の主要な走行ルートと重複することから、利便性に影響が生ずるおそれがある。

このため、迂回路の設置の検討だけでなく、車両台数のピーク時台数を低減させる等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。

また、本事業の実施に係る影響等について、ハイキングロード等の管理団体等に対して十分に説明・協議した上で、その内容について評価書に適切に記載すること。